

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

厚生労働省が省令で定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、同基準を引用している本市条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 放課後児童支援員資格要件の緩和

・改正条文

第10条第3項

・概要

放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事及び指定都市の長だけでなく、中核市の長が実施する研修を加えるもの。

3 施行日

公布の日から施行する。

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは<u>同法第252条の22第1項の中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> |